



買い物上手になろう!

みなさんは買い物をする時、何をもとに商品を買っていますか?

上手に買い物をするためには、購入前に、自分の収入に対してそれが本当に必要なものなのかよく考える必要があります。ほしいものを欲求のままに購入し、収入を超えてしまうと、お金が足りなくなってしまう。自分が買おうとしているものが「必要なもの(ニーズ)」なのか「ほしいもの(ウォンツ)」なのか優先順位をよく考えるようにしましょう。



Q 1ヶ月2,500円のおこづかいを、あなたはどのように使いますか? 結果を友だちと比べてみよう!

使いみち	金額
合計	

使いみちの例
文房具/プリクラ
洋服/マンガ
参考書/貯金
おかし/映画
ジュース



もし、収入が半分になったら、あなたは何を減らしますか? 理由も考えてみよう!

いろいろな支払方法

前払い

●プリペイド型電子マネー

インターネットを通じて音楽、ゲーム、書籍などを購入できる決済手段。
(例: iTunesカード、Amazonギフト券)
カードに繰り返しチャージして、何度も使用できるものもある。
(例: icsca、Suica、WAON、nanaco)

即時払い

●現金

購入した商品と引き替えに代金を支払う。

後払い

●クレジットカード

クレジットとは、「信用」という意味で、わたしたちの個人信用情報をもとに発行されるカード。信用を証明されたカードを提示することで、クレジット会社が商品の代金を立て替え払いしてくれて、その場に現金がなくても商品を購入できます。

※クレジットカードで買い物するということは、クレジット会社に借金することと同じです!
※一括払いの他に分割で代金を支払うこともできますが、その場合、購入金額の他に手数料を支払わなくてはならない場合があります。



「契約」って何?

●契約は法律上の約束

契約とは、法律上の約束のことで、店側の「売る」という意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。契約が成立すると、当事者にはお互いに、法律的な義務と権利が発生します。

●口約束でも契約は成立する

契約の成立に、契約書の作成が必要なわけではありません。ただし、高額な契約や複雑な契約は後日のトラブルを防ぐために契約書を作成することが一般的です。
※法律により契約書の作成が義務付けられている契約もあります。

契約書にサインをすると、内容を全て承諾したことになります。よく読んでからサインするようにしましょう。

●契約は守らなくてはなりません

一度契約が成立すると、原則どちらか一方の都合で勝手に契約内容を変更したり、やめたりすることはできません! したがって、お店が返品に応じる義務はありません。契約するときは、よく考えてから行うようにしましょう。
※相手に脅された、重要な部分についてウソを言われた、内容が犯罪(違法薬物など)というような場合には、契約を解消できる場合があります。

Q 1日を振り返ってみよう! 君は何回契約したかな?
コンビニでおかしを買うことも契約だよ!

困ったときの「クーリング・オフ」

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味で、訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合、8日間以内(マルチ商法などは20日間)であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフをすると、その契約はなかったこととなります。「契約は守らなければならない」という原則の例外です。
※お店や通信販売(テレビ、インターネットなど)で買った場合は対象外なので、注意が必要です!

●クーリング・オフははがきでOK

はがきに右図のとおり必要事項を書いて、郵便局の窓口から送付記録が残る「簡易書留」か「特定記録郵便」で送ります。証拠として残すため、はがきを出す前に必ず両面コピーを取っておきましょう。

クーリング・オフができなくても契約をやめることができる場合があります。「あれ? おかしいなあ」と思ったら消費生活センターに相談しましょう!!



実際に書いてみよう!

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 株式会社 ×××××
 営業所
担当者 ▲▲▲▲▲

支払った代金○○○○○円を返し、商品を引き取ってください。

○年○月○日
○〇県○市○町
○丁目○番○号

氏名 ○○○○